

神戸リサーチコンプレックス協議会 規約（案）

（名 称）

第1条 本会は、神戸リサーチコンプレックス協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 協議会は、神戸医療産業都市に国内外の多様な研究人材・企業を結集し、個別健康の最大化を実現する国際拠点を構築することで、新たな産業・事業及び雇用創出を目指した、「健康“生き活き” 羅針盤リサーチコンプレックス」を継承し、「ヘルスケア分野のエコシステムを神戸に創る」ことを目的に設置する。

（設置期間）

第3条 協議会の設置期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、総会の議決により、設置期間を延長することができる。

（組 織）

第4条 協議会は、第2条に掲げる目的に賛同する会員で組織する。

2 議事にあたっては、総会及び幹事会を開催するものとする。

（会 員）

第5条 会員は、企業、研究機関、地方公共団体及びこれらに類する法人等とする。

2 会員は、1会員につき1票の議決権を有する。

（幹事機関）

第6条 協議会は、協議会の成長・発展を推進する役割を果たし、専門的な立場から、協議会を運営する機関として、幹事機関を置く。

2 幹事機関は、別添「幹事機関名簿」の通りとする。

3 幹事機関の任期は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（役 員）

第7条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 代表幹事 1名
- (4) 副代表幹事 1名
- (5) 監事 1名

2 役員は、幹事機関に所属するものが担う。

3 会長は、総会で会員の互選によって選任する。

4 副会長並びに代表幹事及び副代表幹事は、会長が指名する。

5 監事は、総会で会員の互選によって選任する。

6 役員の任期は、選任又は指名された日から1年とする。ただし、会長がその職務を解かれた場合は、その他の役員もその職務を解かれるものとする。

（役員の職務）

第8条 会長は、協議会を代表し、業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき、その職務を代行する。

3 代表幹事及び副代表幹事は、協議会の目的を円滑に進めるため、必要な業務を執行す

る。

4 監事は、協議会の会計を監査する。

(総 会)

第9条 第2条に掲げる目的の達成に向けて、協議会運営上、必要な重要事項の議事を行うため、総会を開催する。

2 総会は、会員によって構成し、会長が必要と認めるときに、会長が招集する。

3 総会の議長は、会長が担う。

4 総会の副議長は、副会長が担う。副議長は、議長を補佐し、会長がその職務を行えないときは、副議長が議長を代理する。

5 総会は、会員の過半数が出席することで成立するものとする。

6 総会の議事を決する必要がある場合は、出席会員の過半数の賛成で決し、可否同数のときは、総会の議長の決するところによる。

7 総会は、書面又は情報通信技術（ＩＣＴ）（以下「書面等」という。）による開催を認めるものとし、議決は書面等によることを妨げない。書面等による議決の場合は、会員の過半数の書面等の提出をもって成立するものとし、その過半数の賛成で決し、可否同数のときは、総会の議長の決するところによる。

(幹事会)

第10条 総会の議事等を補佐し、協議会運営上、必要な事項の議事を機動的に行うため、幹事会を開催する。

2 その他、幹事会開催にあたって必要な事項については、別に定める。

(総会議事事項)

第11条 総会では、次の事項について、議決を行う。

(1) 協議会の成長・発展に向けた運営の基本方針の決定

(2) 協議会の事業計画の承認

(3) 協議会の事業計画の実施報告の承認

(4) 協議会の設置期間の延長の決定

(5) 協議会の会長及び監事の選任

(6) 協議会及び幹事会規約等の変更の承認

(7) その他、協議会の運営に関わる重要事項の決定及び承認

2 総会では、次の事項について、協議を行う。

(1) 協議会の運営に関する指導・助言

(2) その他、協議会の運営に関わる重要事項に関する情報発信

(委 任)

第12条 会員は、やむを得ず総会に出席できない場合、委任状を提出して他の会員に表決を委任することができる。委任状を提出した者は会議に出席したものとみなす。

(会 計)

第13条 協議会は、協議会の運営に要する費用に充てるため、協議会に入会する会員より、会費を徴収することができる。

2 協議会は、寄付金や補助金等、会費以外を収入とすることができる。

3 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

4 協議会の会計に関する庶務の取扱いについては、総会の議決により、別に定める。

(事務局)

第 14 条 協議会は、神戸市に神戸リサーチコンプレックス協議会事務局を置く。

2 事務局で行う事務は、神戸市と兵庫県が協力して行うものとする。

(雑 則)

第 15 条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は、別に協議のうえ定める。

附 則

本規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。